

いじめ防止対策に関する基本方針

旭市立富浦小学校

1 いじめ防止対策基本方針作成の目的

この「いじめ防止対策基本方針」は、平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生じた場合は、組織的かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

2 いじめの定義

この法律に基づいて、本校における「いじめ」を次のように定義する。

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、**心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）**であって、その対象となった児童が、**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

3 いじめについての共通認識

- ① いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす原因ともなる深刻な問題であること。しかも最近のいじめは、インターネットや携帯電話等によるものもあり、一層見えにくいものになっていること。
- ② いじめは、どの子にもどの学校においても起こりうるものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであること。
- ③ いじめは、人間として絶対に許されない。はやし立てや傍観もいじめに加担していることと同様であること。
- ④ 職員は、いじめ行為に対して、毅然とした態度で対応すること。
- ⑤ いじめられている児童がいたら、その児童の立場になって、絶対に守り抜くこと。
- ⑥ 家庭・地域・関係機関と連携協力を図り、組織的に一丸となって取り組むこと。

4 いじめ防止対策の校内体制

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の位置づけ

① 目的

本会は、実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いや情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止や早期発見、いじめが生じた場合の適切かつ迅速な対処が学校全体でできるようにする。

② 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、低中高学年主任、養護教諭

※必要に応じて、校長は、該当児童の学級担任、スクールカウンセラー、心理・福祉等に関する専門的な有識者を指名する。

③ 取り組み内容

- 毎月1回定期的を開催し、児童の実態把握と情報交換をする。
- いじめに関するアンケート（学期に1回）の内容や調査方法を吟味する。

- いじめ相談窓口・相談ポストを設置し、相談体制を整える。
- 次に掲げる対策を話し合う。
 - ・いじめの未然防止のための状況把握及び分析
 - ・専門的な有識者や外部機関との連携
 - ・いじめ防止に係わることの情報発信
- (2) 「日常的ないじめ防止対策」について
 - 毎月の職員会議後の「生徒指導から」において、いじめに関する内容を取り入れ、全職員で共通理解する。
 - 日常的な相談体制は、教頭、生徒指導主任、学年主任、該当児童の学級担任、養護教諭が行う。
- (3) 「緊急いじめ防止対策委員会」について
 - いじめの事実があった場合は、校長の判断により、「**緊急いじめ防止対策委員会**」を設置し、「いじめ防止対策推進委員会」のメンバーに、該当いじめ児童に係わる職員が加わり、組織的で迅速な対応をとる。
 - 次に掲げる対策を話し合う。
 - ・いじめを受けた児童に対する相談及び支援
 - ・いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
 - ・いじめを行った児童に対する指導
 - ・いじめを行った児童の保護者に対する助言
 - ・専門的な有識者や外部機関との連携

5 いじめ防止対策

※ いじめ問題の重要性を全職員が認識し、共通理解・情報交換を行い、校長の指導を受け、一致協力していじめ防止に取り組む。

(1) いじめに対する未然防止

- ①児童一人一人に教育的な指導をする。
 - 「いじめは人として絶対に許されない」の意識を児童に認識させ、「しない・させない・許さない」の心情や態度を育てる。傍観やはやし立てもいじめに加担していることと同様であることを徹底指導する。
 - 学校全体で、暴力や暴言を排除することを、職員も児童も認識する。
- ②生徒指導の機能を生かした「わかる授業」展開する。
 - 児童一人一人に自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与え、授業の中で自己有用感を高める。
- ③道徳授業・情報教育の充実を図る。
 - 道徳の映像教材を活用し、生命尊重・人権教育等心に訴える道徳授業を実施する。
 - 専門的知識を持つ外部講師を招いて、インターネットや携帯電話の正しい使い方・ネットに潜む危険等の授業を実施する。
- ④自発的な活動を支援する。
 - 生徒指導と児童会活動が連携して、「命を大切にするキャンペーン」や「いじめ撲滅キャンペーン」を啓発し、児童同士の心の結びつきを深める。
- ⑤教職員の指導力の向上を図る。
 - いじめ問題の事例研究やインターネット対応の仕方・カウンセリング演習など、職員の指導力向上の校内研修を実施する。
 - 教師の言動がいじめの原因や助長になりかねないという認識を持つ。

(2) いじめの早期発見

- ①児童の実態把握・児童理解に努める。
 - 日頃から児童とのコミュニケーションがとれ、何でも相談できる学級経営を心がける。
 - 実態把握のためのアンケート調査を定期的に行う。
 - アンケート調査以外にも、個別面談や教育相談を実施し、小さなサインを見逃さない児童理解に努める。
- ②いじめ相談窓口を設置し、教職員の共有を図る。

- いじめ相談箱を設置し、開封する教職員を決め、毎日定時・随時確認する。
- いじめ相談窓口の担当(教頭)を決め、児童や保護者が相談できる環境を整える。
- 児童に、いじめについて相談することや通報すること、「話す勇気」について指導する。
 - ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめである」と考えない。
 - ・相談や通報は正しい行為であり、卑怯な行為ではないことを指導する。
- 学級担任、生徒指導、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、日常の情報交換を密に行い、学校全体で共有する。
- ③保護者との連携を密にする。
 - いじめ防止に関して保護者と連絡を取り、些細なことでも情報が入るような体制を作る。
 - 保護者会や保護者面談でもアンケート調査の結果を伝えたり、情報交換を実施したりする。

(3) いじめ発生時の対応

※「緊急いじめ防止対策委員会」を組織し、報告連絡体制を定める。

- ①いじめの実態把握をする。
 - 被害児童・他の関係児童から聞き取りを行い、事実確認をする。
 - 調査等の集約やいじめの背景の分析をし、全容を解明する。
- ②被害児童側への心のケアと支援を行う。
 - 被害児童の立場になって、心に寄り添い安心感を与える。スクールカウンセラーや養護教諭、教育相談担当を活用して、心のケアを行い、被害児童が安心して生活できるようにする。
 - 調査によって解明された事実と実態を伝え、保護者からの信頼回復と今後の対応について理解と協力を得る。
- ③いじめ防止の指導・支援をする。
 - 加害児童への指導「いじめは絶対に許されない」を徹底する。
 - 加害児童保護者に事実と実態を伝え、必要となる指導への理解を得る。
 - 新たないじめの防止、いじめを許さない学級作りに努める。

6 家庭・地域・関係機関との連携協力

- 学校のいじめ防止対策を家庭や地域に積極的に発信し、保護者や地域の理解と協力を得る。
- 日頃から開かれた学校を目指し、学校以外での情報交流ができるようにしておく。
- いじめが生じた場合は、速やかに保護者や教育委員会に報告し、適切な対応を取る。また、状況に応じて、児童相談所や警察等の関係機関とも情報交換が出来るよう連絡を取り連携を図る。

平成26年1月6日作成

